

佐賀関大規模火災第 2 回住民説明会

日時：令和 7 年 12 月 2 日（火）

場所：佐賀関市民センター1 階ロビー

時間：第 1 回 午後 3 時～

第 2 回 午後 7 時～

1. 開会

2. 説明事項

(1) お住まいに関するについて

- ・住宅再建までの流れ 1
- ・第 2 段階（2 次）避難所 2
- ・第 3 段階（3 次）公営住宅の提供について 3
- ・第 3 段階（3 次）賃貸型応急住宅について 5
- ・住宅の応急修理について 6
- ・（別紙）賃貸型応急住宅（みなし仮設） 7

(2) 支援金等に関するについて

- ・被災者生活再建支援金のご案内（概要） 9
- ・大分市佐賀関大規模火災見舞金について . . . 1 1
- ・被服、寝具、その他生活必需品等の
給与に係る支給申請について . . . 1 2

(3) 家屋の片付け等に関するについて

- ・災害ごみの出し方について . . . 1 3
- ・被災した家屋のがれきの処理について . . . 1 4
- ・し尿・浄化槽の汲み取りのお知らせ . . . 1 5

(4) ボランティアセンターについて

- ・大分市災害ボランティアセンターについて . . . 1 6

(5) その他

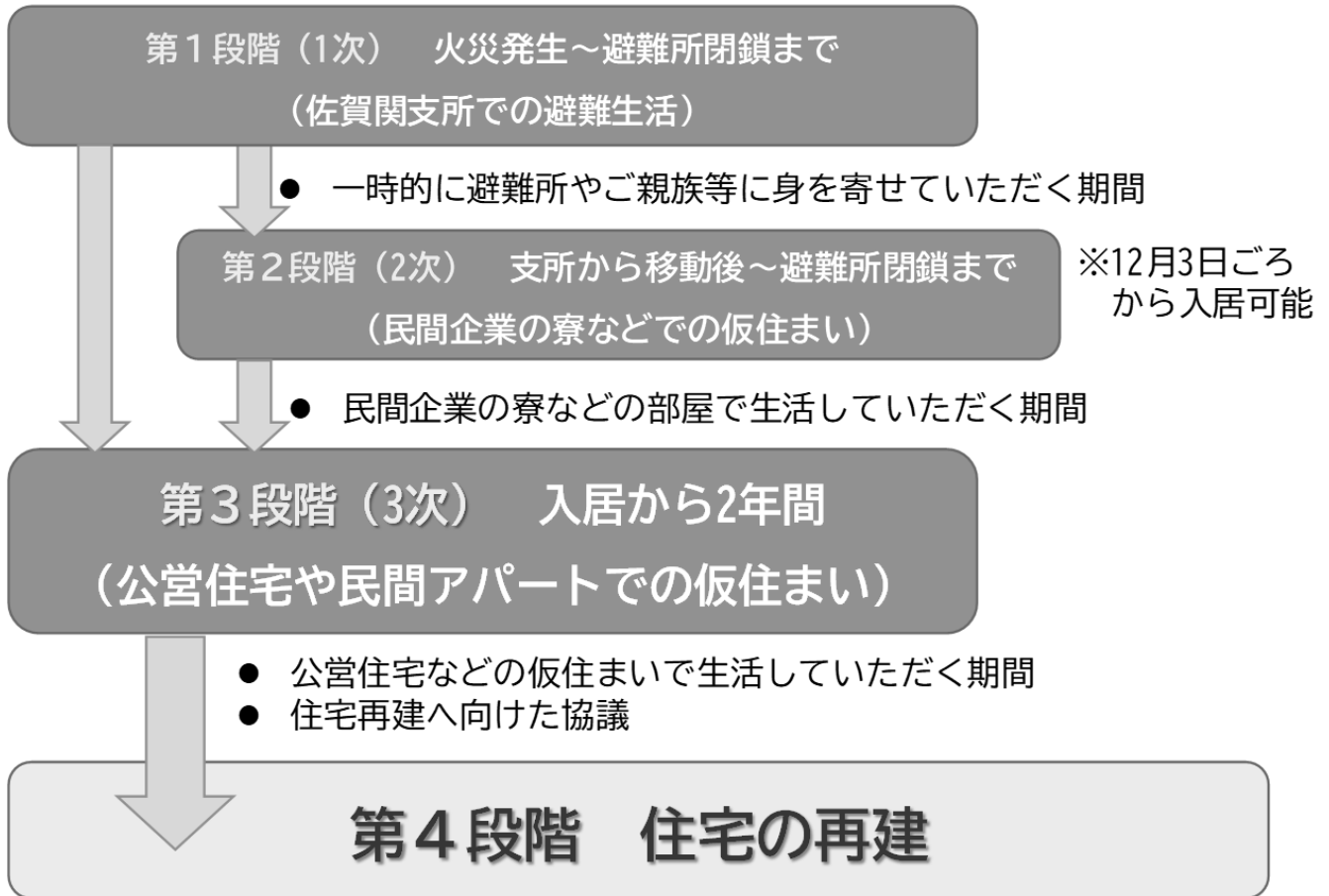
- ・立ち入り禁止エリアにおける
「立入許可証」について . . . 1 7
- ・九州電力等からのお知らせ . . . 1 8

3. 質疑（意見交換含む）

4. 閉会

① 住宅再建までの流れ

1 被災者の住宅再建までの流れ



2 今後の日程

年月日	項目
12月2日(火)	第2回住民説明会 [2次避難所への移動、公営・民間アパートでの仮住まいの案内]
12月3日(水)から	民間アパート希望者への受付窓口開設 → 民間アパートへは手続き後に順次入居できる
12月5日(金)	公営住宅への仮住まい説明会 午後から受付開始 ～12月8日(月)まで
12月11日(木)	公営住宅への家電などの設置を完了
12月12日(金)	公営住宅入居者へのカギの引渡し、入居開始

② 第2段階（2次）避難所

JX金属株式会社独身寮 提供までの流れ

（場所：大分県大分市大字佐賀関3325 佐賀関市民センターから車で5分）

1. 受付

受付期間：12月3日(水)～12月4日(木)正午まで

受付場所：佐賀関市民センター1階 特設受付窓口

※先着順ではありません。

※申込多数の場合は高齢者等優先し、抽選となることもあります。

※市職員の配置はないのでご注意ください。

2. 対象者

佐賀関市民センターへ避難されている方で1室2人まで。

3. 入所期間

避難所閉鎖日まで

4. 申込方法

入所申込書により申込

5. 利用料

無償(光熱水費もかかりません)

6. 部屋の概要

独身寮「済美(サイビ)寮」(7F女性専用)

(部屋) 1ルーム 12.38㎡ (25室、うち女性限定6室)

(設備) ベッド、毛布、エアコン、キッチン、トイレ、お風呂は部屋に完備。

(洗濯機、冷蔵庫、テレビはなし。寮の食堂にテレビあり。)

※ 1室2人の場合は床に寝具を置いて対応します。

7. 食事

朝、夕の2回寮の食堂で提供。昼食は佐賀関市民センターで食べられます。

昼の佐賀関市民センターとの送迎があります。

8. 駐車場

1室につき1台



担当 大分市役所 住宅課(☎097-537-5634)

③ 第3段階（3次）公営住宅の提供について

市営住宅の提供までの流れ

日時	内容
12月5日(金)	◆ 募集説明会 （市民センターにて開催） → 13時から募集申込開始 ・ 窓口受付を市民センターにて実施 ・ インターネット受付も併せて実施
12月8日(月)	◆ 申込期間 最終日 ・ 窓口受付:16時まで ・ インターネット受付:23時59分まで
12月11日(木)	入居決定者に電話連絡
12月12日(金)	書類手続き、鍵渡し → 入居開始

< 注意事項 >

- (1) 入居希望者は申込期間中に必ず申し込みをしてください。
※ 先着順ではありません。
※ 申し込み多数の場合は、高齢者・障がい者等を優先し、抽選となることもあります。

- (2) 家賃、敷金、礼金の負担はありません。
- (3) 食費、光熱水費、共益費等は自己負担となります。
- (4) 鍵渡し後に入居を辞退することは可能です。
- (5) 入居期間は最長2年です。
- (6) 入居時には罹災証明書が必要になります。
- (7) 寝具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など、市が用意いたします。

→ その他詳細は、募集説明会にてご説明します。

< 募集説明会について >

日 時： 令和7年12月5日(金) 午前10時から

場 所： 佐賀県市民センター

募集住宅： 別紙のとおり(次のページ)

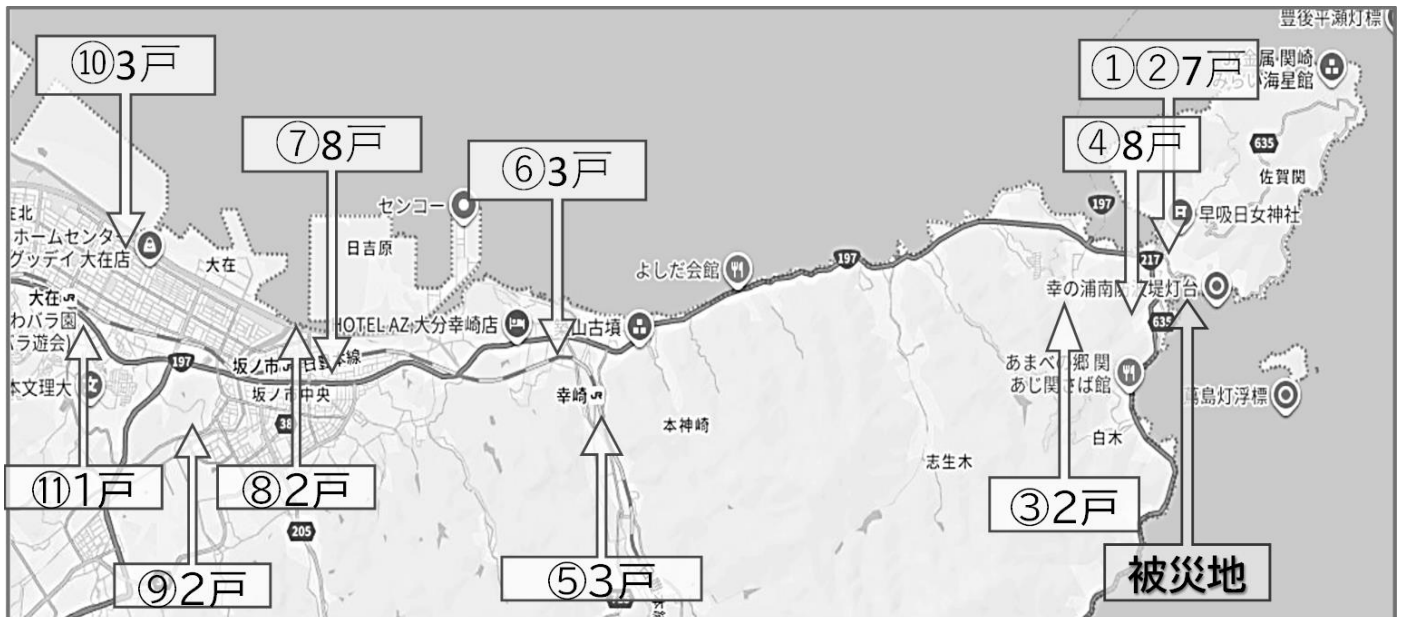
説明内容： 申し込みの手順や入居の流れについてご説明します。

担当 大分市役所 住宅課(☎097-537-5977)

③ 第3段階（3次）公営住宅の提供について【別紙】

市営住宅一覧

地区	No.	住宅名	間取り	戸数	階数	エレベーター
佐賀関 23戸	①	佐賀関H25	2DK	5	1階/2階/4階	○
	②	佐賀関H25	3DK	2	1階/2階	○
	③	古宮	3LDK	2	2階	-
	④	秋の江第二	3DK	8	1階/2階/3階/4階	-
	⑤	幸崎駅前	3DK	3	3階/4階/5階	○
	⑥	馬場	3LDK	1	2階	-
	⑥	馬場	3DK	2	1階/2階	-
坂ノ市 12戸	⑦	坂ノ市	3DK	8	1階/2階/3階/4階	-
	⑧	日吉原H9	3DK	2	4階/6階	○
	⑨	里中	3K	2	平屋	-
大在 4戸	⑩	浜H4	3DK	3	2階/4階	-
	⑪	村田H5	3DK	1	4階	-
合計戸数				39		



担当 大分市役所 住宅課(☎097-537-5977)

④ 第3段階（3次）賃貸型応急住宅について

民間アパート等を被災者が無償で利用できる制度です。

1. 【提供までのスケジュール】

12月3日(水)～8日(月) 窓口受付10時から16時
(佐賀関市民センター1階)

手続き後に順次入居可できます。

2. 【対象者】

- ① 罹災証明書の被害の程度が「全壊」の方
- ② 罹災証明書の被害の程度が「半壊」の方で、修理が1か月以上必要な方
- ③ 市が入居すべきと認めた方

3. 【入居期間】

原則2年

※「半壊」の方は、修理完了まで

4. 【契約方法】

入居者、大分市、貸主の三者にて契約を行います。(三者契約)

※ 既に契約済みの方は再契約が必要です。

5. 【賃料】

無料

※ 入居人数に応じて、家賃の上限がございます。

※ 食費、光熱水費、駐車場料金などは自己負担となります。

6. 【家電等】

寝具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など、市が用意いたします。

※ 詳細は別紙をご確認ください。

担当 大分市役所 住宅課(☎097-537-5634)

⑤ 住宅の応急修理について

1. 応急修理の対象

屋根や壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な部分です。

- ・ 災害で壊れた屋根や壁、柱や梁、床など
- ・ 災害で壊れたドアや窓など
- ・ 災害で壊れた配管や配線など
- ・ 災害で壊れた便器や浴槽など

主な要件

- ・ 応急修理をして、避難所から自宅に戻る方
- ・ ご自身の資金で応急修理できない方（大規模半壊を除く）



住居の被害が

※罹災証明書で確認します
費用は市から修理業者へ直接支払います

準半壊

比較的被害が小さい

358,000円以内

半壊

中規模半壊

大規模半壊

比較的被害が大きい

739,000円以内

2. 修理までの流れ（手続きの流れ）

※一部損壊は対象外です

- (1) 対象かどうか、大分市建築課にご相談ください。
- (2) 工務店などからの見積もりが必要となります。
※ ご自身で工務店などにご依頼いただき、お見積りをご用意ください。
※ 工務店がわからない場合は、大分市役所建築課にご相談ください。
- (3) 大分市が工務店などに直接工事を依頼して、修理します。

3. 注意すること

- (1) 経年劣化の補修・交換やグレードアップは**対象外**です。
- (2) **対象外**となる工事もあります。
- (3) 原則として応急仮設住宅に入居する場合は**対象外**です。
- (4) 公費解体を行う場合は**対象外**です。
- (5) 応急修理以外の工事を自己負担で組み合わせることは可能です。

※現在検討中の内容であり、変更となる場合があります。

担当 大分市役所 建築課(☎097-537-5633)

～制度概要～

賃貸型応急住宅とは、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅（アパート等）を応急仮設住宅として提供するものです。

【1. 入居要件（対象者）】

次の(1)～(4)の要件を満たす者

(1)災害発生の日において、災害救助法が適用された市町村に居住するもの

(2)次の①～④のいずれかを満たす者

①住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない者

②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン

（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、など、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者

※詳細は大分市へお問い合わせください。

③災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用するもののうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる者

④その他、やむを得ず入居すべきと認められた者

(3)他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

(4)災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

【2. 住宅の条件（対象となる住宅）】

次の全ての要件を満たす住宅

○住居への入居人数に応じ、次の月額家賃以内の物件であること

（超過分を自己負担で入居することはできない）

1人：4万5千円以内

2人：7万円以内

3～4人：7万5千円以内

5人以上：11万円以内

※小学校入学年齢に達しない児童は入居人数に含めない。ただし、2人以上の場合は1人あたり

0.5人として換算する。（例）未就学児3人→2人

○共益費：借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る

○退去修繕負担金（敷金）：家賃の2か月分以内

○礼金：家賃の1か月分以内

○仲介手数料：家賃の0.55か月分以内

○鍵交換：実費

○建物の耐震性が確認されている住宅（原則昭和56年6月1日以降に建設されたもの）※安全上、防火上支障ない場合はこの限りではない。

○契約トラブル等の防止のため、不動産仲介業者による仲介・媒介が必須。

【3. 入居者の負担】

- ①光熱水費、駐車場費、自治会費、ペット飼育料など
- ②入居者の故意または過失による損害に対する修繕費

【4. 契約方法】

入居者、市、貸主の3者契約となります。
物件の選定は、①市が紹介する物件から探す ②ご自身で探す方法があります。

【5. 入居期間】

原則、入居日から2年以内

※応急修理制度を併用する場合は発災日から6か月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去しなければなりません。

【6. 必要書類】

12月3日から8日まで佐賀関市民センターの住宅案内窓口で配布します。

※12月5日以降は、大分市ホームページから各種様式のダウンロードが可能です。

申込時

- ・ 賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）
- ・ 入居希望物件概要書（様式第1号の2）
- ・ 同意書（様式第2号）
また、賃貸型応急住宅の貸主の所在地が遠方で、早期に「同意書」への記名ができない場合は、「確約書」（様式第3号）
- ・ 誓約書（様式第4号）
- ・ 罹災証明書
- ・ その他市町村が必要と認める書類

契約時には、別途必要書類の提出をお願いします。

【7. 市が準備する家電等】

- ・ 電子レンジ ・ 暖房器具 ・ 炊飯器 ・ 冷蔵庫 ・ 洗濯機
- ・ テレビ ・ ドライヤー ・ 寝具一式

【8. 既に個人で契約して入居している方】

令和7年11月18日の発生以降、既に個人で契約して入居している場合でも、条件を満たし、貸主の同意が得られる場合には、入居者、市、貸主が三者契約を締結することで、入居日に遡ってみなし仮設の対象となります。

■提出先・お問い合わせ

大分市役所 住宅課

TEL097-537-5634

被災者生活再建支援金のご案内（概要）

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支給されるものです。

1 支援金の種類および金額



- ① 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ② 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

【複数世帯の場合】

区分	①基礎支援金	住宅の再建方法	②加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯※ 1 長期避難世帯※ 2	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃借	50	150
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃借	50	100
中規模半壊世帯	50	建設・購入	100	150
		補修	80	130
		賃借	50	100
半壊世帯	50	建設・購入	100	150
		補修	80	130
		賃借	50	100

(万円)

【単身世帯の場合】

(万円)

区分	①基礎支援金	住宅の再建方法	②加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯※ 1 長期避難世帯※ 2	75	建設・購入	150	225
		補修	75	150
		賃借	37.5	112.5
大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
		補修	75	112.5
		賃借	37.5	75
中規模半壊世帯	37.5	建設・購入	75	112.5
		補修	60	97.5
		賃借	37.5	75
半壊世帯	37.5	建設・購入	75	112.5
		補修	60	97.5
		賃借	37.5	75

※ 1 住家の被害程度が「半壊」、「大規模半壊」又は「中規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象となります。

なお、罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体（全部解体）しなければ対象となりません。

※ 2 長期避難世帯の認定は、避難指示等が解除される見通しが無い場合などに大分県が行います。
(12月2日現在、長期避難世帯の認定はありません)

2 支援金の必要書類

		全壊世帯	解体世帯		長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯	半壊世帯
			半壊解体世帯	敷地被害解体世帯				
基礎支援金	罹災証明書	○	○	○	12月2日現在、長期避難世帯の認定はありません。	○	○	○
	長期避難世帯証明書							
	住民票の写し※	○	○	○		○	○	○
	預金通帳の写し※	○	○	○		○	○	○
	解体証明書又は滅失登記簿謄本		○	○				
	敷地被害証明書類			○				
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○		○	○	○

※個人番号（マイナンバー）、公金受取口座記載により添付を省略できます。

ただし、情報連携エラー等の場合、提出を求める場合もありますので、予めご了承ください。

★住民票と居住地が異なる場合や被災後転居した場合など、追加の書類を求める場合がありますので、ご了承ください。

3 支援金の申請期間

- ① 基礎支援金・・・災害のあった日から13ヶ月の間
- ② 加算支援金・・・災害のあった日から37ヶ月の間

4 留意事項

- ・先に基礎支援金のみ申請を行うことも、基礎及び加算支援金同時に申請を行うことも可能です。
- ・住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。また、加算支援金で申請の再建先に居住しない場合も同様です。
- ・公営住宅の入居（賃借）は加算支援金の対象外となります。
- ・その他条件等ございますので、詳しくは申請時にパンフレットをお渡しします。

5 受付開始日および受付場所

○受付開始日：令和7年12月3日（水）9：00～

○受付場所：市民サポートセンター、福祉保健課、各支所

※郵送する場合は、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】
大分市役所 福祉保健課
(097-537-5996)

大分市佐賀関大規模火災見舞金について

令和7年11月18日に発生した佐賀関大規模火災により、被害を受けた家屋に居住する世帯の世帯主に対し、大分市から以下のとおり見舞金を支給します。

区分	見舞金の額
全壊	50,000円
大規模半壊・中規模半壊・半壊	30,000円

※空き家や倉庫など、居住実態がない場合は対象外です。

1. 支給方法

現金払い、または口座振込

※現金払いは、原則、世帯主が市民サポートセンターで直接申請した場合に当日受け取りできます。

2. 受付開始

令和7年12月12日(金)14:00～

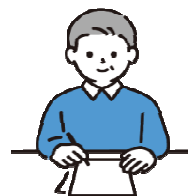
3. 受付場所

佐賀関市民センター2階 市民サポートセンター
(福祉保健課、各支所、郵送での申請は、口座振込の場合のみ可能)

4. 必要書類

- ・罹災証明書
- ・通帳の写し(口座振込の場合)

※原則、世帯主名義のみ可



5. 受付期限

令和8年3月31日(火)※郵送の場合は必着

《お問い合わせ先》
大分市福祉保健課
097-537-5996

被服、寝具、その他生活必需品等の給与に係る支給申請について

1.概要

災害で被服や布団、日用品などの生活に必要なものが使えなくなった方に、市から必要な物品をお渡しする制度です。

2.対象者（申請できる者）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の被災世帯の世帯主

3.給与対象経費と品目例

①被服、寝具及び身の回り品

→下着、靴下、ズボン、掛け布団、枕等

②日用品

→石けん、歯磨きセット、トイレットペーパー等

③炊事用具及び食器

→鍋、包丁、ガスコンロ、お箸等

※具体的な品目詳細については、後日配布する支給申請書をご確認ください。

※被害の程度（全壊等）や世帯の人数により、限度額(現時点で未決定)があります。

4.支給申請書の配布時期・配布場所・申請受付について

決まり次第お知らせします。

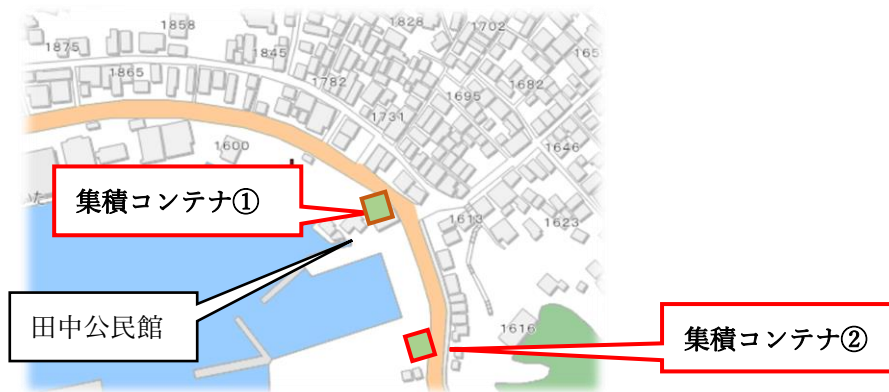
5.問い合わせ先

福祉保健課 社会福祉担当班（直通：537-5996）

災害ごみの出し方について

【住民用仮置場】

- 場 所 田中地区海側佐賀関循環線沿い 2箇所
(田中公民館駐車場 ・ 防風柵に隣接する駐車場)
- 開設期間 令和 7 年 12 月 3 日(水)～
- 開設時間 9:30～16:00
- 持ち込みできるごみ
・可燃物 ・不燃物 ・被災した家電を含む粗大ごみ



【一次集積所】

- 場 所 秋ノ江ふれあい広場(佐賀関グラウンド)
- 開設期間 令和 7 年 12 月 3 日(水)～
- 開設時間 9:00～11:00 / 13:00～15:00
集積所の誘導員に従って決められた場所に置いてください
- 持ち込みできるごみ
・可燃物 ・不燃物 ・被災した家電を含む粗大ごみ
・コンクリートがら ・金属類



排出方法

- ・可燃ごみ・不燃ごみについては、できるだけ袋に入れて、分別にご協力ください。
- ・排出にあたっては、指定有料ごみ袋でなくても構いません。
- ・排出後は、カラスや小動物による散乱を防ぐため、必ずネットをかけてください。

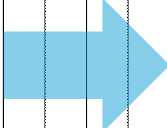
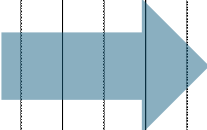
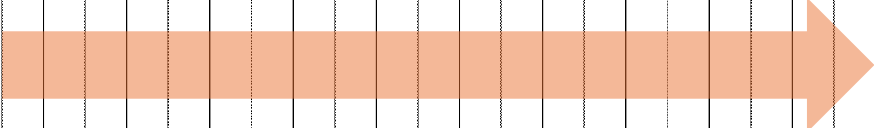
【お問い合わせ先】 大分市 環境部 ごみ減量推進課 097-537-5624

被災した家屋のがれきの処理について

佐賀関大規模火災により損壊した被災家屋等について、市の費用負担により解体、撤去（公費解体）を行います。

- 罹災証明書等で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された家屋を対象とします。
- 公費対象に該当し、市による処理の場合は費用負担がありません。
- 家屋の所有者が、解体業者に依頼して解体する場合は、事前に必ずご相談ください。

公費解体スケジュール予定表

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
受付準備												
申請受付 審査												
決定通知 事前説明												
解体等工事実施 完了立会												

詳細は、準備が整いましたら改めて説明会を開催します。

お問い合わせ先

大分市 環境部 廃棄物対策課 電話 097-537-7953

し尿・浄化槽の汲み取りのお知らせ

東町地区の一部、神山地区の一部、田中1・2・3地区にお住いの被災された方につきましては、12月中旬に汲み取りを行う予定にしています。

作業につきましては、がれき等の撤去の状況を見ながら対応いたします。

し尿は(株)佐賀関環境、浄化槽は(有)曲^{きょくほう}浦産業社が汲み取りを行います。

至急汲み取りが必要な場合は、ご連絡ください。

汲み取り費用は無料です。(1回のみ)

【お問い合わせ先】

■し尿について

(株)佐賀関環境 (097-575-2011)
北部清掃事業所 (097-558-9787)

■浄化槽について

(有)曲浦産業社 (097-575-0095)
廃棄物対策課 (097-540-5850)

お困りごとはありませんか？

～「ボランティア」によるお手伝いのご相談を受け付けています～

12月1日に「大分市災害ボランティアセンター」を設置しました。
「ちょっとした手伝いがほしい」「一人では難しいことがある」など、
どんな小さなことでも、まずはご相談ください。

【ボランティアの活動内容】

例えば、こんなお手伝いができます。

◎生活支援

新たな生活の場所（二次避難所等）への引っ越しのお手伝い
買い物支援（生活必需品等）

◎片付け支援

避難所からの帰宅に合わせ自宅の片付け、火災後の家具
思い出の品を探してほしい（貴重品、位牌等） 等

【相談窓口】

大分市地域くらし応援センターさかのせき

- ・場所 大分市社会福祉協議会 佐賀関事務所（佐賀関 869-4）
- ・受付時間 9:00～16:00
- ・電話 080-5990-5384

※なお、災害ボランティアセンター（関の漁場前駐車場）でも受付します。

立ち入り禁止エリアにおける「立入許可証」について



**令和 7 年 11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置を実施します**

— 電気料金の支払期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施 —

令和 7 年 11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大規模火災により、災害救助法が適用された市町村(2025 年 11 月 18 日以降、災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該市町村を含む)において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等の特別措置を適用いたします。

I. 特別措置の対象市町村

災害救助法が適用された市町村

※対象市町村は、別紙を参照ください。

II. 特別措置の内容

1. 電気料金の支払期日の延長
2. 不使用月または不使用日の電気料金の免除
3. 工事費負担金等の免除
4. 基本料金の免除

※特別措置の内容は、別紙を参照ください。

III. 特別措置の申込み

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄りの九電ネクスト営業所までお申し込みください。

※お申し込み時には、お客さまの被災状況を確認するため、原則として、各自治体より発行される「り災証明書」等を提出していただきます。「り災証明書」等の発行につきましては、各自治体へご確認をお願いいたします。

(問合せ先)

大分営業所 0120-761-379

以 上

1. 災害救助法が適用された市町村名（2025年11月20日時点）

大分県大分市

（注） 2025年11月18日以降、上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。最新の災害救助法適用市町村は内閣府HPよりご確認ください。

2. 特別措置の内容

① 特定小売供給約款でご契約中のお客さま

特別措置の内容	
1. 電気料金の支払期日 ^{※1} の延長	2025年10月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、11月、12月および2026年1月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用月の電気料金の免除	災害発生日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。
3. 工事費負担金等 ^{※2} の免除	2026年5月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4. 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026年5月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

② 需給契約条件または標準供給条件でご契約中のお客さま

特別措置の内容	
1. 電気料金の支払期日 ^{※1} の延長	2025年10月（支払期日が災害発生日以降のものに限る）、11月、12月および2026年1月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用日の電気料金の免除	災害発生日から6か月後の末日までの間に限り、被災時から全く電気を使用されなかった日までの電気料金を免除します。
3. 工事費負担金等 ^{※2} の免除	2026年5月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金等を免除します。
4. 基本料金の免除	電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2026年5月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金等とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。なお、工事費負担金等とは、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

大規模災害に被災された皆さまへ

(東日本大震災又は2015年9月2日以降に災害救助法が適用された自然災害に限られます)

自然災害の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
により

住宅ローンなどの
免除・減額を
申し出ることができます。



メリット1

手続支援を
無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による
手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。
なお、特定調停手続の利用に関する費用は、債務者ご自身
に負担していただくことになります。

メリット2

義援金等に加え
財産の一部を
手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活
状況などの個別事情により異なります。

メリット3

個人信用情報として
登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報と
して登録されないため、新たな借入れ
に影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

(注) ●債務の免除等には、**一定の要件**(債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断)を満たすことやローンの**借入先の同意**が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

●金融庁、財務局及び運営機関が他の事業者にも本件事業等を委託することはありません。本ガイドラインを利用するための支援と称して報酬を求める悪質業者等にご注意ください。



手続の流れ

① 手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産（預金など）の状況などをお聞きすることがあります。



（注）お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

② 専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

（注）「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



③ 債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。

債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。



④ 「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。



⑤ 「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は1カ月以内に同意するか否かを回答します）。



⑥ 特定調停の申立

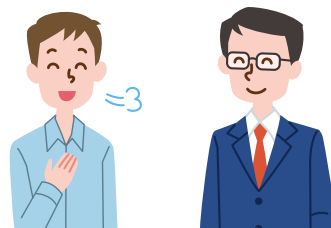
債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者のご負担となります）。



（注）「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできますが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

⑦ 調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。



お問い合わせ先：九州財務局大分財務事務所理財課
097-532-7107（代表）